

# 金融リテラシー教育と租税リテラシー教育

酒 井 克 彦\*

はじめに

I 金融リテラシー教育概観

II 我が国の金融リテラシー教育の取組み

III 租税リテラシー教育へのインプリケーション

IV 金融リテラシー教育に対する反論と租税リテラシー教育  
結びに代えて

はじめに

我が国では、令和4年4月から、金融教育が高等学校の家庭科において教科化されることとなった。令和元年12月に金融庁が発表した「金融経済教育について」では、金融広報中央委員会が実施した大規模な金融リテラシー調査の結果を引用して、「国際的にみても、日本の金融リテラシーの水準は決して高いとは言えない状況」と結論付けており<sup>1)</sup>、かような結果を受けて、金融庁は、「国民一人一人が安定的な資産形成を実現し、自立した生活を営む上では、金融リテラシーを高めることが重要である一方で、そのための機会が必ずしも十分とは言えない」とし<sup>2)</sup>、金融経済教育の推進・拡充の必要性を訴えていたところである。

「金融リテラシー」とはいかなる意味を有するのであろうか。2012（平成24）年6月にメキシコで開始されたG20ロスカボス（LOS CABOS）・サミット<sup>3)</sup>において、経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development: OECD）及び金融教育に関する国際ネットワーク（International Network on Financial Education: INFE）が作成した「OECD/ INFE 金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が承認されたが、

\* 中央大学法科大学院教授

かかる原則は、金融リテラシーについて、「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の幸福を達成するために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」と定義している<sup>4)</sup>。

その後、金融庁は、同年11月から金融庁金融研究センターにおいて、「金融経済教育研究会」を設置し、教育目的として、①生活スキルとしての金融リテラシー、②健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー、③我が国の家計金融資産の有効活用に繋がる金融リテラシーを高めることを掲げている<sup>5)</sup>。

このように、政府は、金融リテラシー教育を推進しているところであるが、そこでの議論は租税リテラシー教育にいかなる示唆を与えるであろうか。本稿では、金融リテラシー教育と租税リテラシー教育の異同を念頭に置いた上で、租税リテラシー教育のより発展的な展開への期待を考えてみたい。

## I 金融リテラシー教育概観

OECDは、金融教育一般を「金融の消費者ないし投資者が、金融に関する自らの厚生を高めるために、金融商品、概念およびリスクに関する理解を深め、情報、教育ないし客観的な助言を通じて（金融に関する）リスクと取引・収益機会を認識し、情報に基づく意思決定を行い、どこに支援を求めるべきかを知り、他の効果的な行動をとるための技術と自信を身につけるプロセス」と定義している<sup>6)</sup>。

また、金融庁金融研究センターに設置された金融経済教育研究所による「金融経済教育研究会報告書」では、「金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくことにある」としている<sup>7),8)</sup>。

## II 我が国の金融リテラシー教育の取組み

### 1. 概観

金融広報中央委員会<sup>9)</sup>は、平成17年を「金融教育元年」と位置付けた上で<sup>10)</sup>、高等

学校以下の学校における金融教育支援の強化を打ち出し、平成19年には「金融教育プログラム——社会の中で生きる力を育む授業とは——」<sup>11)</sup>を刊行した<sup>12)</sup>。この背景には、平成元年以降に国内で相次いだ金融機関の破綻やペイオフ解禁などがあった<sup>13)</sup>。

その後、前述したとおり、2012（平成24）年にG20で「OECD/ INFE 金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が承認されたことを受けて、我が国でも金融リテラシー教育についての検討が重ねられることになった。例えば、後述するところではあるが、金融庁は、平成24年11月に金融研究センターに金融経済教育研究会を設置し、我が国で金融リテラシー向上に向けてどのように取り組むかといった検討を始め、翌年6月28日に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」において、「消費者教育の一環としての金融経済教育の推進」が明記された<sup>14)</sup>。

## 2. 金融庁等の取組み

### (1) 金融経済教育研究会

米国におけるサブプライムローン問題の発生を契機に、健全な金融システムの維持には、規制のみならず、利用者が金融について必要な知識を身につけ、適切に行動することが重要であることが再確認され、G20等の場でも金融経済教育の重要性が議論されるようになった。こうした国際的な動向を踏まえ、金融庁は、平成25年に金融研究センター（Financial Research Center：FSA Institute）内部に金融経済教育研究会を立ち上げ、金融経済教育で身につけるべき「金融リテラシー」とは何か、今後、我が国で金融リテラシー向上にどのように取り組んでいくか等について幅広い検討を行うこととした。

平成25年4月には、「金融経済教育研究会報告書」を策定し、そこでは、金融経済教育の意義・目的として、①生活スキルとしての金融リテラシー<sup>15)</sup>、②健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー<sup>16)</sup>、③我が国の家計金融資産の有効活用に繋がる金融リテラシー<sup>17)</sup>の向上を掲げている。その中で、最低限習得すべき金融リテラシーとして、①家計管理、②生活設計、③金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、④外部の知見の適切な活用、といった4分野15項目<sup>18)</sup>を効率的・効果的に身につけられるようにすることや、年齢別・分野別の教育内容について詳細なスタンダードを確立することなどが挙げられている。さらには、かかる教育のチャンネルがより限られている社会人や高齢者に焦点を当てることが重要であると指摘している。

## (2) 金融広報中央委員会・金融経済教育推進会議

上記「金融経済教育研究会報告書」を踏まえて、同報告書の方針を推進するに当たり検討課題として示された諸課題への取組みについて審議することを目的として、平成25年6月に、金融広報中央委員会の中に金融経済教育推進会議が設置された<sup>19)</sup>。

金融経済教育推進会議は、「金融リテラシー・マップ——『最低限身に付けるべき金融（お金のリテラシー知識・判断力）』の項目別・年齢層別スタンダード——」<sup>20)</sup>を作成し、前述の研究会報告書に示された4分野15項目の「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を年齢層別に、体系的かつ具体的に示している。同会議は、かかる体系的・具体的な内容を示したものを「マップ」と称しているが、これは、自治体、業界団体、金融機関、NPO団体など、様々な現場で実際に金融教育を担う者の利用を促し、このマップの作成により、身につけるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融教育を推進することが可能になると考えているようである。

金融広報中央委員会は、平成19年に「金融教育プログラム」を策定していたところであるが、その後、「学校における金融教育推進のための懇談会」を開催し、同プログラムの年齢層別教育内容を見直し、平成27年3月に「学校における金融教育の年齢層別目標」として改訂、翌年2月には、更に金融教育プログラムを全面改訂している。

## (3) 金融広報中央委員会による金融リテラシー調査

平成28年に、金融広報中央委員会は、大規模な金融リテラシー調査を実施し、その結果を公表している<sup>21)</sup>。

同調査では、日本の人口構成とほぼ同一の割合で収集した2万5,000人の調査データに基づき、金融知識・判断力の分野別・階層別分析、行動経済学的分析、都道府県別分析<sup>22)</sup>など多様な分析を行い得るような設計がなされている<sup>23)</sup>。これによると、金融教育を受けた者の割合が米国の3分の1にとどまっていること、日本人が金融に対して堅実であること<sup>24)</sup>、損失回避傾向が強いこと<sup>25)</sup>などが判然とする。

## 3. 消費者庁

消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的として、平成24年12月、「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）<sup>26)</sup>が施行され、翌年6月に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定〔平成30年3月20日

変更)が定められた。

かかる「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の中では、金融経済教育の内容を消費者教育<sup>27)</sup>の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要であるとしている<sup>28)</sup>。

#### 4. 文部科学省

文部科学省が定める学習指導要領において、金融リテラシー教育の取組みは、小・中・高等学校等の社会科・公民科、家庭科等の教科を中心に組み込まれてきた。小学校では家庭科の授業において、物や金銭の大切さ、計画的な使い方を教え、中学校では社会科(公民分野)の授業で市場経済の基本的な考え方を学び、技術・家庭科(家庭分野)の授業で、消費者の基本的な権利と責任などを学ぶこととされてきた。また、高等学校の公民科「現代社会」では、経済分野の「金融」部分について、「現代の経済社会における金融の意義や役割を理解できるようにするとともに、金融市場の仕組みと金利の働き、銀行、証券会社、保険会社など各種金融機関の役割、中央銀行の役割や金融政策の目的と手段について理解できるようにする」<sup>29)</sup>、近年の金融制度改革の動向や金融政策の変化などを理解できるようにするとともに、「フィンテックと呼ばれるIoT、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスを提供する動き、クレジットカードや電子マネーなどの利用によるキャッシュレス社会の進行、仮想通貨など多様な支払・決済手段の普及、様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンなどについて、身近で具体的な事例を通して理解できるようにすることも大切である。」<sup>30)</sup>としている<sup>31)</sup>。

なお、消費者教育推進委員会が、平成23年3月30日に「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を決定している(平成30年7月10日改訂)。

さて、平成30年に告示された「高等学校学習指導要領解説〔家庭編〕」には、「人生を通して必要となる費用はライフステージごとに異なることについて理解して生涯収支に関心をもつようにするとともに、……リスク管理の考え方について理解できるようにする。……預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴(メリット、デメリット)、資産形成の視点にも触れながら、生涯を見通した経済計画の重要性について理解できるようにする。」<sup>32)</sup>とあり、これが教科書に盛り込まれ、令和4年4月から実施されている。

この学習指導要領の改正は、教育界や金融界のみならず、各方面にインパクトを与え

ているといえよう<sup>33)</sup>。

### Ⅲ 租税リテラシー教育へのインプリケーション

租税教育においても、金融教育と同様、生活をしていく上において最低限知っておかなければならない基礎知識としてのリテラシーが求められる<sup>34)</sup>。したがって、租税リテラシー教育を展開することが重要であるところではあるが、そこでは、単なる節税のための知識の付与ではなく、より根源的にそもそも租税とは何か、なぜ国民には租税負担の義務があるのかといった問題についての確かな理解を付与することが求められる<sup>35)</sup>。

さて、OECDの示す金融教育や、我が国における金融リテラシー教育の考え方や動向は上述のとおりであるが、そこでの議論は租税リテラシー教育にどのような示唆を与えるであろうか。以下では租税リテラシー教育へのインプリケーションについて考察を加えてみたい。

#### 1. 自らの厚生を高めるための教育か

上記のとおり、OECDでは、金融教育を「金融に関する自らの厚生を高めるため」の教育と位置付けており、この考え方を我が国の金融リテラシー教育も踏襲していると思われる。ここでは、自らの厚生を高めることを求める個人主義的視角を観察することができそうである。もっとも、個人主義的とはいっても、前述の金融経済教育研究所がいうように、「国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能」とすれば、「公正で持続可能な社会の実現にも貢献していく」ことができるという意味では、必ずしも単なる個人主義的視角と位置付けることはできないかもしれない。ざりとて、その「公正で持続可能な社会の実現にも貢献〔傍点筆者〕」としていることから明らかなおお、それは付随的あるいは反射的なものであって、究極の目的ではないことは明らかである。あくまでも関心事項の中心は、例えば投資判断のような部面において、いかにして自己決定権を行使するか<sup>36)</sup>、いかなる選択が自己の厚生を高めることに結び付くかという点にある<sup>37),38)</sup>。

他方、租税リテラシー教育とは個人主義的なものでは決してなく、そのベクトルは、むしろ集団主義的なものが指向されているといってもよいように思われる。もっとも、少しでも節税になるように工夫を凝らすことや、租税制度を熟知し、その網の目をかい

くぐることで租税負担を軽減させ「自らの厚生を高める」ことを可能とするという意味でも、教育が機能する面があるとはいえよう。そのことにより、「より良い暮らしを送っていくこと」が可能になるかもしれないが、前述のとおり、ここで論じている租税リテラシー教育とは、かような節税や税逃れに関する学習を指すものではない。

むしろ、租税負担に関していえば、個々の納税者には原則として自己決定権はないのである。租税法律関係においては、自らの都合で租税負担を増やしたり減らしたりするということは前提とされているものではなく、決められた租税法というルールに基づいて導出される租税負担に対しては、納税者の操作性が原則として排除されているとみるべきであろう。納税者の自己決定権は、ア・プリオリの租税制度に向けられるものではなく、立法過程に働きかけるものである（これが租税法律主義の意義である）。

さすれば、金融リテラシー教育と同じ文脈で租税リテラシー教育の必要性を論じることは妥当ではなく、金融リテラシー教育のような「自らの厚生を高め」「より良い暮らしを送る」ための教育という捉え方とは異なる視角が要請されることになろう。

## 2. 主体性を喚起する教育

上記のとおり、金融リテラシー教育は自らの厚生を高めることを求める個人主義的なものと捉えることが可能であるが、かような見方は、例えば、金融広報中央委員会の「金融教育プログラム——社会の中で生きる力を育む授業とは——」が、学校における金融教育を「お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育〔下線筆者〕と定義している点にも表れていよう<sup>39)</sup>。常に、「自分の暮らし」に付随する形で「社会」を位置付け、「自分の生き方や価値観を磨く」ことで、「より豊かな生活」や「よりよい社会づくり」に結び付けるとしているのである。

ただし、ここで着目したいのは、同委員会が上述のような個人主義的視角を強調しているという点ではない。金融リテラシー教育では、主体性を養うことに関心を寄せている点に注目したい。

租税リテラシー教育においても、主体的な国民という観点に力点を置くことが重要であると考えられる。すなわち、個々の納税者は単なる社会におけるオーディエンスではなく、民主主義社会におけるプレイヤーであるとの自覚を、税を通じて養成するという点に租税リテラシー教育の意義を見出し得るのであるが、ここにいう主体性とは、自分の

ことを第一義に考えるという主体性ではなく、社会の構成員であることの「自覚」という意味での主体性である。すなわち、ここにおいても、金融リテラシー教育が内向きのベクトルを有するのに対して、租税リテラシー教育がコミュニティに対して外向きの参画を呼び掛けるものであるという点に着眼する必要があるように思われる。

誤解をおそれず単純化して大づかみに述べれば、「自己の厚生」と「社会の厚生」はしばしばぶつかり合う。他方で、所有権絶対の原則を貫き、財産権保障を実現せんとする憲法を前提とすると、個人主義が強調されることになる。その個人主義を毀損しない中で、いかにして社会の厚生を高めることを考えることができるか、そのような社会性を「自覚」し得るかという点にこそ、租税リテラシー教育の重要性が所在する。そこでは、「自分ごと」の付随的なものあるいは反射的なものとしての社会があるのではなく、社会を前提とした上で（「自覚」した上で）、自らの選択（「自分ごと」）を考える態度が涵養されるべきとするのが租税リテラシー教育であると換言することもできる。

そこでの「社会観」は、金融リテラシー教育が捉えるような、自己決定権を行使した後の、その決定後の残滓たる「社会観」ではない。租税法律関係における「社会観」とは、自己決定権が存しない中であって、納税義務を理解することの「自覚」こそが「社会」を適正に運営するために必要であることを説くものであり、両者は大きく異なるものであるというべきであろう。より平たくいえば、なぜ、租税制度には自己決定権がないのかということを知る意味は租税リテラシー教育に特有のものである。租税リテラシーがないと、「国家に収奪されるものが税金である」という捉え方になりがちであるが、国会における立法という自己決定権が行使されたことによって租税制度が構築されるという順序を理解する機会を提供するものが租税リテラシー教育である。そこにある「社会観」は自己の厚生の残滓では決してないのである。

## IV 金融リテラシー教育に対する反論と租税リテラシー教育

### 1. 金融リテラシー教育に対する疑問

金融リテラシー教育についての批判は多岐にわたるとは思われるが、例えば、日本の金融リテラシー教育は、政府の金融市場活性化策と一体で進められ、個人に金融知識を身につけさせて資産運用に役立てさせるという投資教育に傾いており<sup>40)</sup>、金融商品選択教育、マネーゲーム教育にすぎないとも指摘されている<sup>41)</sup>。そのような個人主義的な金



儲けのためだけに行う教育<sup>42)</sup>として捉える向きからは、果たして、金融リテラシー教育を行う意味が奈辺にあるのか改めて問われている。

また、ある論者は、金融リテラシー教育が投資活動を積極的に実践する個人を育成することに究極目的を持つものであって、かかる個人を前提とする社会を理想とするものであるとした上で、これを推進する日本証券業協会などの狙いは、金融リテラシー教育の教科化によって潜在的顧客層を開拓し、将来的な証券投資市場の拡大を図ることにあるとか<sup>43)</sup>、推進論者が国際比較をする米国の金融教育の事例が我が国には参考にならないとか<sup>44)</sup>、社会や経済制度の在り方次第で金融リテラシー教育の教科化推進論者の論拠は無効になり得る<sup>45)</sup>などと指摘される。

## 2. 金融リテラシー教育に対する疑問を租税リテラシー教育へトレースし得るか

これまで述べたとおり、租税リテラシー教育は、上記したところの金融リテラシー教育に対する疑問の発露となっている、いわば個人の金儲けのための教育であるとか、証券市場の活性によって特定の団体が潤うというような特定の私的利益獲得のための議論ではないし、社会や経済制度の在り方にいかなる変容が起こり得たとしても（仮に、負の所得税やベーシック・インカムが導入されたとしても）、租税リテラシー教育の必要性には何らの消長をも来さないのである。したがって、金融リテラシー教育に対する疑問や批判論は、租税リテラシー教育へトレースされるものではなからう。

## 結びに代えて

前述のとおり、いわば個人主義的なものと位置付けることが可能な金融リテラシー教育が平成30年告示の新しい学習指導要領〔家庭〕において取り上げられ、令和4年4月から教科化されたところである。一方、憲法が要請する納税義務（憲30）という、より公共性の高い分野における租税リテラシー教育が劣後した状況にあることに若干の違和感を禁じ得ない。

また、租税法律主義（憲84）の意味するところを国民が等しく理解することは、民主主義社会におけるリテラシーであることを考えると、租税リテラシー教育こそが学校教育においてより積極的に取り入れられるべきものではなからうか。

金融リテラシー教育が学校教育に取り入れられているのに、租税リテラシー教育がそ

うなっていないというのは、それなりの理由があるというべきであろう。一言でいえば、租税リテラシー教育に関する議論の乏しさを、そのような結果を招来しているといわざるを得ない。金融リテラシー教育がここまで政府の政策に取り込まれてきたのには、それなりの時間を費やして議論されてきたという経緯があるのであって、これこそが租税リテラシー教育に欠けているものなのかもしれない。

〔追記〕本稿脱稿後の令和4年8月31日、金融庁は「2022事務年度 金融行政方針」を公表した。そこでは、金融教育について「国全体として…体制を検討する」と明記しており、国家戦略としての推進が提言されている（13頁）。

#### 注

- 1) 金融庁「金融経済教育について（2019年12月13日）」3頁（金融庁HP：<https://www.fsa.go.jp/kouhou/kurumaza/aomori20191213/03.pdf>〔令和4年5月15日訪問〕）。
- 2) 金融庁・前掲注1, 2頁。
- 3) G20 ロスカボス・サミットの概要については、外務省HP（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/loscabos2012/gaiyo.html>〔令和4年5月15日訪問〕）を参照。また、ロスカボス成長と雇用のアクションプランの仮訳についても、外務省HP（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/loscabos2012/action\\_plan\\_j.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/loscabos2012/action_plan_j.html)〔令和4年5月15日訪問〕）を参照。
- 4) Adele Atkinson and Flore-Anne Messy, “Measuring Financial Literacy: Results of the OECD INFE Pilot Study,” *OECD Working Papers on Finance, Insurance and Private Pensions*, No.15, 2012.3.26. “a combination of financial awareness, knowledge, skills, attitude and behaviors necessary to make sound financial decisions and ultimately achieve individual financial wellbeing” 観音寺命「日本の金融教育の現状とこれからの課題—各国との比較を通じて」レファレンス790号99頁（2016）。
- 5) この点については、大藪千穂=奥田真之「高校における保険教育の現状分析」日本消費者教育学会中部消費者教育論集12号29頁（2016）参照。
- 6) OECD, “OECD/IFNE HIGH-LEVEL PRINCIPLES ON NATIONAL STRATEGIES FOR FINANCIAL EDUCATION”, 2012.8. 金融経済教育研究所「OECD/IFNE 金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則（仮訳）」5頁（2012）（金融広報中央委員会HP「知るほると」：<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/oeecd/pdf/oeecd001.pdf>〔令和4年5月15日訪問〕）。
- 7) 平成25年4月30日付け「金融経済教育研究会報告書」3頁（金融庁HP：<https://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130430-5/01.pdf>〔令和4年5月15日訪問〕）。
- 8) なお、同報告書のこの考え方は、平成24年8月に成立した「消費者教育推進法」の次の考え方にも沿ったものとなっていると説明されている（同報告書3頁）。
  - ・被害を防止するとともに、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援
  - ・自らの行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢等に影響を及ぼし得ることを自覚して、公正かつ持続可能な社会（「消費者市民社会」）の形成に積極的に参画
- 9) 金融広報中央委員会は、金融経済団体、報道機関、消費者団体等の各代表等、学識経験者、日本銀行副総裁で構成され、関係省庁局長、日本銀行理事が参与として参画する組織（事務局は日本銀行情報サービス局内）であり、金融経済情報の提供と金融経済学習の支援を展開している。

なお、全国 47 都道府県には、同様の趣旨で都道府県金融広報委員会が組織されている。

- 10) 金財 73 巻 6 号 (2022) は、令和 4 年を「今年こそ、真の『金融教育元年』」と題する特集を組んでいる(「特集:幕が上がる『金融教育』—4 月から高校の授業でより踏み込んだ金融教育がスタート」)。
- 11) 金融広報中央委員会 HP「知るぽると」には、「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは〔全面改訂版〕」(2016) が掲載されている (<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/program/>〔令和 4 年 5 月 15 日訪問〕)。
- 12) なお、これ以前から金融経済教育についての議論はあったが、その点については、小池拓自「金融経済教育」国立国会図書館調査及び立法考査局『青少年をめぐる諸問題—総合調査報告書』79 頁 (2009) を参照。戦後の金融教育については、小泉達哉「戦後の金融教育の変遷と今後の若者の金融リテラシー向上」国民生活 113 号 1 頁 (2022)、武井敏一「戦後日本の金融教育と今後の課題—金融広報中央委員会 20 周年に寄せて」金融ジャーナル 62 巻 6 号 30 頁 (2021)。より古く淵源を辿るものとして、吉國眞一「金融教育ルネサンス」金融構造研究 40 号 65 頁 (2018)。
- 13) 観音寺命・前掲注 4, 101 頁。
- 14) 平成 25 年 6 月 28 日付け閣議決定〔平成 30 年 3 月 20 日変更〕「消費者教育の推進に関する基本的な方針」17 頁 (消費者庁 HP: [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/basic\\_policy/pdf/basic\\_policy\\_180320\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/pdf/basic_policy_180320_0002.pdf)〔令和 4 年 5 月 15 日訪問〕)。
- 15) 同報告書は、この点について、「我が国の現状をみると、多重債務問題の発生や金融資産ゼロ世帯の増加等がみられ、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、計画性のない支出は抑え、収支の改善を目指す家計管理や、死亡・疾病・火災等の不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計を習慣化するとともに、それぞれの生活設計に合わせて金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身に付けることがますます重要となってきている。」(1 頁)とした上で、「このような習慣・知識・判断力をしっかり持って生活する力(生活スキルとしての金融リテラシー)の向上により、リスク・リターンをはじめとする様々な金融商品の特質を理解し、計画的な貯蓄と安定的な資産形成につながる運用を行うとともに、必要に応じ、保険や借入を適切に活用できるようになると考えられる。」(2 頁)とする。
- 16) 同報告書は、この点について、「近年の規制緩和等により、従前にも増して多種多様な金融商品の提供が可能となり、金融商品の仕組みとリスクがますます複雑化してきているため、利用者がこれらを正確に理解することはより困難となっている。こうした中、金融機関等に対しては、利用者の知識・経験・財産の状況に応じて、分かりやすい説明に努めること(『適合性の原則』)をはじめ、様々な規制が行われてきているが、利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界がある。また、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、政府の規制を補完するためにも、利用者側の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要である。」(2 頁)などとしている。
- 17) 同報告書は、我が国の約 1,500 兆円(当時)の家計金融資産の過半が現預金で運用されていることの背景として、分散投資や長期投資のメリットについての理解が十分でないことも要因として考えられるとした上で、「デフレ下においても国内外の株・債券等への分散投資を、投資時期も分散させて行うこととすれば、中長期的に家計が金融資産からより良いリターンを安定的に得ることが可能と考えられる。また、こうした家計金融資産の分散・長期投資が、結果として、成長分野への持続的な資金供給に資する効果をもたらし、ひいては国民経済全体の成長に貢献することも期待される。」(3 頁)としている。
- 18) 15 項目は次のとおりである(同報告書 9 頁以下)。
  - ① 適切な収支管理(赤字解消・黒字確保)の習慣化
  - ② ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解
  - ③ 契約に係る基本的な姿勢の習慣化
  - ④ 情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化

- ⑤ インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解
  - ⑥ 金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解
  - ⑦ 取引の実質的なコスト（価格）について把握することの重要性の理解
  - ⑧ 自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解
  - ⑨ カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解
  - ⑩ 住宅ローンを組む際の留意点の理解
    - (i) 無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性
    - (ii) 返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性
  - ⑪ 無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化
  - ⑫ 人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解
  - ⑬ 資産形成における分散（運用資産の分散、投資時期の分散）の効果の理解
  - ⑭ 資産形成における長期運用の効果の理解
  - ⑮ 金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解
- 19) これは、金融経済教育懇談会の発展形である。
- 20) 金融経済教育推進会議 HP (<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/pdf/map201406.pdf> [令和4年5月15日訪問]) 参照。
- 21) 平成28年の金融リテラシー調査結果については、金融広報中央委員会 HP「知るぽると」([https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy\\_chosa/2016/](https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2016/) [令和4年5月15日訪問]) 参照。調査概要については、川村憲章「『金融リテラシー調査』の概要」経済広報38巻10号13頁(2016)参照。
- 22) 都道府県別分析については、川村憲章「金融教育でリテラシー向上を一わが国初、大規模調査からみる各都道府県の特徴」金融ジャーナル57巻9号48頁(2016)を参照。
- 23) 川村憲章「金融リテラシー調査にみる金融教育の効果—金融教育でリテラシー向上を」国際金融1287号18頁(2016)。同「金融教育強化の意識を高めた『金融リテラシー調査』」金財68巻5号11頁(2017)も参照。
- 24) 同調査からは、米国と比較して「お金を借り過ぎと感じている人」の割合が少なく、緊急時に備えた資金確保をする者が多いなどの結果が出ている(川村・前掲注23, 国際金融18頁)。
- 25) リスク性資産の購入経験をみると、株式が31.6%, 投資信託が25.8%, 外貨預金等が17.3%であり、「10万円を投資すると、半々の確率で2万円の値上がり益か、1万円の値下がり損のいずれかが発生する」投資に対して、8割の者は、「投資しない」と回答している。この損失回避傾向は、若年層から高齢者まで広範囲にみられ、特に女性の損失回避傾向が強いようである(川村・前掲注23, 国際金融20頁)。
- 26) この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とするものである(推進法1)。
- 27) 消費者教育とは、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう」と定義されている(推進法2)。
- 28) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」17頁。
- 29) 文部科学省「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説〔公民編〕(平成30年7月)」70頁(文

- 部科学省 HP : [https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt\\_kyoiku02-100002620\\_04.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_04.pdf) [令和 4 年 5 月 15 日訪問])。
- 30) 文部科学省・前掲注 29, 71 頁。
- 31) この点について、梶ヶ谷穰「金融を高校で教える—『お金』からファイナンスへ」経済セミナー 661 号 86 頁 (2011)。
- 32) 文部科学省「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 [家庭編] (平成 30 年 7 月)」75 頁 (文部科学省 HP : [https://www.mext.go.jp/content/1407073\\_10\\_1\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1407073_10_1_2.pdf) [令和 4 年 5 月 15 日訪問])。
- 33) この点については、酒井克彦「消費者教育ないし投資者教育としての租税リテラシー教育—金融リテラシー教育論からのインプリケーション」税務事例 54 巻 9 号 49 頁 (2022) 参照。
- 34) 「リテラシー」という用語は、言語学的には読み書き能力として捉えることがあると思われる (言語マイノリティの児童生徒に関する国家リテラシー委員会 [The National Literacy Panel on Language-minority Children and Youth] による第二言語学習者のリテラシー報告書参照)。例えば、言語心理学者や教育心理学者は「リテラシー」を認知心理的行動と捉え、リーディングやライティングを行う際の、細分化された認知心理スキルやそのスキルが働くプロセスの仕組みの解明に興味を持っているようである (小島弘道『リテラシーを育てる英語教育の創造』9 頁 (学文社 2013))。しかしながら、今日的には「リテラシー」という用語は、「コンピューター・リテラシー」、「メディア・リテラシー」、「科学リテラシー」、「環境リテラシー」、「保険リテラシー」などと多様な使われ方をしている用語と捉えることができる (小島・同書 9 頁参照)。本稿では、租税に関する意義や制度、法律についての認知という意味で租税リテラシーという用語を用いる。
- 35) 租税リテラシー教育については、神津信一・日本税理士会連合会会長 = 平井貴昭・日本税理士会連合会調査研究部部長 (当時) = 酒井克彦 [「座談会」租税リテラシー教育とは] 税理 61 巻 2 号 136 頁 (2018), 西村新・東京税理士会会長 (当時) = 矢野日忠・東京税理士会税教育推進協議部部長 (当時) = 酒井克彦 [「鼎談」租税リテラシー教育の実践に向けて] 税理 61 巻 8 号 155 頁 (2018), 東京税理士会租税教育推進部『平成 30 年度租税リテラシー教育研究報告書』, 同『令和元年度租税リテラシー教育研究報告書』参照。なお、前者については、酒井克彦「租税リテラシー教育検討委員会中間報告」税理 62 巻 6 号 150 頁 (2019), 後者については、同「納税行動と成人向け租税リテラシー教育—租税リテラシー教育検討委員会最終報告を契機に」税理 63 巻 7 号 168 頁 (2020) 参照。
- 36) 「選択をしない」という意味での自己決定権の行使という論点も包摂している。例えば、消費者教育の側面では、「だまされないため」に投資を思いとどまる必要があるが、これも金融リテラシー教育の一側面であるといえよう。
- 37) 金融庁が開催した金融経済教育懇談会は、平成 17 年 6 月付け「金融経済教育に関する論点整理」において、「国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身につけてもらい、また、必要に応じその知識を充実する機会を提供することは、今や大きな社会的要請となっていると言える。これが、本懇談会における金融経済教育のイメージである。」と報告している (同論点整理 5 頁)。
- 38) なお、平成 30 年告示の高等学校学習指導要領 [家庭] には、上述のとおり、金融経済教育が盛り込まれているが、そこでは、「持続可能な社会を構築する」ためとして、「生活における経済の計画」及び「消費行動と意思決定」、「持続可能なライフスタイルと環境」が位置付けられており、長期的なファイナンシャル・プランニングの重要性が指摘されている。かようなプランニングの策定は、持続可能な社会構築という目的達成の重要な要素であり、それが責任ある消費者の意思決定・持続可能なライフスタイルの工夫と同次元の問題として整理されているとも解釈されている (伊藤宏一「サステナビリティと金融教育—新学習指導要領『家庭』における基本的視点」日本版 FP ジャーナル 228 号 44 頁 (2019))。金子寿太郎「サステナブルファイナンス振興のための金融教育—長期的視点の定着を目指す欧州の模索から将来像を探る」金融ジャーナル 60 巻 1

号 82 頁 (2019) も参照。異なる視点からではあるが、金融経済教育が貧困問題解消への契機となり得る点を指摘する論稿として、金子敏之=岩永典之「金融経済教育の推進と貧困問題の解消へ、日証協・全銀協が連携」金財 73 巻 6 号 24 頁 (2022)。

かように考えると、個人主義的問題として断定的に捉えることには躊躇もあるが、本稿では、大づかみに捉え、金融経済教育の中心的関心が奈辺にあるかについて検討を加えている。

- 39) 金融広報中央委員会・前掲注 11, 参照。
- 40) 投資教育、金融教育、経済教育の関係については、経済の基本を理解するための「経済教育」が土台となり、その上に金融の仕組みと役割や金融商品を理解するための「金融教育」があり、経済教育と金融教育によって得られた基礎知識を前提として、更に投資判断に必要な知識を身につける「投資教育」が位置付けられるとする理解の仕方もある (奥田真之「金融経済の動向と実践に向けた課題」日本消費者教育学会中部消費者教育論集 10 号 1 頁 (2014))。
- 41) 稲本滋「金融教育の再編成が急務」New finance 45 巻 4 号 42 頁 (2015)。
- 42) 観音寺・前掲注 4, 117 頁は、このような捉え方は本来の金融リテラシー教育の目的とは異なる見方であると指摘する。
- 43) 平林豊樹「投資教育・金融教育を社会科教育に導入することの是非—教育内容を巡る社会的背景、必要性、近未来の展望」教育実践科学研究センター紀要 [岐阜聖徳学園大学] 17 号 285 頁 (2017)。
- 44) 平林・前掲注 43, 285 頁。
- 45) 平林・前掲注 43, 288 頁は、「近未来に国民皆保険の原則が放棄されるとは考えられないし、経済運営に関し将来的に実現可能な選択肢は複数存在する。投資教育・金融教育が必要であるか否か、教科内容にどの程度盛り込まれるべきか、という問題への回答は、既存の社会保障制度の枠組みがどの程度維持されるか、どんな経済運営の選択肢が採用されるかに拠る。」とし、「『負の所得税』『ベーシック・インカム』が実現された場合には、投資教育・金融教育の教科化の必要性は薄れる。」と指摘する。

## ●Summary

Financial Education became a subject in home economics at Japanese high schools in April of 2022. The Financial Services Agency issued a report in December of 2019 entitled “On Financial and Economic Education.” It cites the results of a large-scale financial literacy survey conducted by the Central Committee for Financial Information and Public Relations, concluding that “the level of financial literacy in Japan cannot be said to be high from an international perspective.”

In response to that conclusion, the Financial Services Agency stated, “While it is important for each citizen to enhance financial literacy in order to achieve stable asset formation and lead an independent life, opportunities for this purpose are not necessarily sufficient.” In other words, the Agency called for the promotion and expansion of financial and economic education.

This paper examines the importance of Tax Literacy Education, bearing in mind the difference between Financial Literacy Education promoted by the government and Tax Literacy Education.